

2024年6月24日

関係各位

会社名：三井物産株式会社
代表者名：代表取締役社長 堀 健一
(コード番号：8031)
本社所在地：東京都千代田区大手町
一丁目2番1号

株式の海外売出しに関するお知らせ

当社は、当社普通株式の海外売出し（以下「本海外売出し」といいます。）に関し、本日、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 14,933,400 株 |
| (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 | 三井住友海上火災保険株式会社 11,725,000 株
株式会社三井住友銀行 3,208,400 株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、2024年6月24日（月）から2024年6月25日（火）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」といいます。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定する。） |
| (4) 売 出 方 法 | 欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除く。）における売出しとし、Goldman Sachs Internationalを主幹事会社兼リード・アクティブ・ブックランナーとし、野村証券株式会社を主幹事会社兼アクティブ・ブックランナーとする引受人（以下「引受人」といいます。）に、上記(1)に記載の全株式を総額個別買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 |
| (5) 受 渡 期 日 | 2024年6月27日（木） |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |

<ご参考>

1. 本海外売出しの目的等

一部の株主より、当社株式の売却意向を確認したため、当該株主が保有する株式の円滑な売却を実現するため、本海外売出しを実施します。本海外売出しを実施することにより、流動性の向上を目指すものです。

2. ロックアップについて

本海外売出しに関連して、売出人は、引受人との間で、本海外売出しに関する売出価格等決定日から本海外売出しに係る株式受渡期日(当日を含む)後180日目までの期間中、Goldman Sachs Internationalの事前の書面による承諾を得ることなく、当社普通株式の売却等(ただし、本海外売出し、単元未満株式の当社に対する買取請求及び当社の自己株式取得に伴う当社普通株式の売却又は譲渡等を除く)を行わず、又は行わせない旨を合意しています。

また、当社は、引受人との間で、本海外売出しに関する売出価格等決定日から本海外売出しに係る株式受渡期日(当日を含む)後90日目までの期間中、Goldman Sachs Internationalの事前の書面による承諾を得ることなく、当社普通株式の売却等(但し、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、株式分割又は株式無償割当てによる当社普通株式の発行、所在不明株主の株式の売却、インセンティブ・プランに基づく当社普通株式の発行及び譲渡、インセンティブ・プランに基づく新株予約権の発行及び当該新株予約権の行使に基づく当社普通株式の発行及び譲渡等を除く)を行わず、又は行わせない旨を合意しています。

以上

本件に関する問合せ先：三井物産(株)

IR部 TEL：03(3285)7657

広報部 TEL：080(5912)0321

ご注意：

本発表資料は、上記事実の発表を目的として作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。加えて、本発表資料は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法(以下「米国証券法」といいます。)に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもなく、米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなります。なお、本発表資料で言及されている当社の本海外売出しに係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。